**遺産分割協議書**

被相続人

相続 父郎（平成○年○月○日　死亡）

最後の住所　　　　東京都中央区3丁目4-7

最後の本籍　　　　東京都中央区3丁目4-7

登記簿上の住所　　東京都中央区3丁目4-7

上記被相続人の遺産について、次のとおり遺産分割協議を行った。

平成○年○月○日、東京都中央区3丁目4-7　相続　父郎の死亡により開始した相続の共同相続人である

相続 妻子、　相続 長男郎、　相続　長女子　３名は、その相続財産について、次の通り分割を協議し、決定した。

１．　相続人　相続 妻子は、次の不動産を取得する

土地

　所 在　　東京都中央区3丁目

　地 番　　4番7号

　地 目　　宅地

　地 積　　140.29㎡

建物

　所 在　　　　東京都中央区3丁目4番7号

　家屋番号　　 4番7号

　種 類　　　　居宅

　構 造　　　　鉄骨造ストレート葦

　床面積　　　 1階 50.68㎡　　2階 42.21㎡

２．相続人　相続 妻子は下記の財産を取得する

東京銀行東京支店の被相続人名義の預金

普通預金　口座番号01234567　のすべて

３．相続人　相続 妻子は、被相続人の債務全てを継承する

４．相続人　相続 妻子は被相続人名義の次の負債を継承する

金銭消費賃貸借契約

　　金500,000円

　　債権者　　○○ファイナンス株式会社

５．相続　妻子は、その取得した相続分の代償として、相続人相続長男郎、相続人相続　長女子に対して、それぞれ金100万円を支払う。

（後日判明した財産）

本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、

その財産について相続人相続　長男郎がこれを取得することとする。

　上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を3通作成し、各自1通保有する。

平成○○年○月○日

住所　　　　 東京都中央区日本橋１丁目１番１号

相続人　　 相続 妻子　（実印）

住所　　　　 東京都中央区日本橋５丁目５番２号  
相続人　　 相続 長男郎  　（実印）  
  
住所　　　　 東京都中央区日本橋５丁目５番２号  
相続人　　 相続 長女子  　（実印）